

## 優良フォークリフト等運転者表彰規程

昭和56年8月1日制定

平成22年6月1日改正

平成30年6月25日改正

(目的)

第1条 この規程は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「協会」という。）の会員事業場に勤務するフォークリフト、フォークローダー又はショベルローダー（以下「フォークリフト等」という。）の運転者であって、永年にわたり安全運転及び安全作業に努め、他の運転者の模範となる者を表彰し、もってフォークリフト等の作業の安全を確保し、労働災害防止活動の推進を図ることを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者であって、フォークリフト等の運転者として10年以上同一事業場又は関係事業場に勤務し、勤務成績が良好で他の運転者の模範となるものの中から行う。

- ① 安全関係法令を遵守し、フォークリフト等の安全運転及び安全作業に努めている者
- ② 過去5年間にわたり、自己の責任に基づくフォークリフト等による事故を起こしていない者
- ③ その他、表彰するにふさわしい者

2 次の各号のいずれかに該当する者については、前項中「10年以上」とあるのは、「5年以上」と読み替えるものとする。

- ① フォークリフト荷役技能検定試験合格者
- ② 都道府県支部で開催するフォークリフト運転競技大会（学科及び運転競技を実施するものに限る。）において、上位に入賞した者

(表彰)

第3条 表彰は、協会会長が行い、賞状及び副賞を贈る。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年一定の期日を定めて行う。

(表彰対象者の推薦)

第5条 表彰対象者の推薦は、都道府県支部長が会長あて、別紙フォークリフト等優良運転者一覧（様式1）及びフォークリフト等優良運転者推薦書（様式2）に参考資料を添えて、内申するものとする。

(表彰対象者の選考)

第6条 表彰対象者の選考は、会長の指名した選考委員会において行う。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、昭和56年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。(第2条の改正)

附則

この規程は、平成30年6月25日から施行する。(第2条の改正)